

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・12月の診療予定

総合診療科	午前 月から金曜日（午前11時までの受付）
整形外科	午前 月、水、木、金曜日 午後 金曜日（午前、午後診療いずれも完全予約制）
循環器内科	午前 月から金曜日 （初診は月、火、木、金曜日。水曜日の再診は予約のみ） 午後 月、木、金曜日 （初診は月、金曜日。木曜日の再診は予約のみ）
消化器内科	午前 6日（金）、27日（金）（午前11時までの受付） 午後 6日（金）、19日（木）、27日（金）
呼吸器内科	午前 金曜日（午前11時までの受付） 午後 木曜日
神経内科	午前 6日（金）、20日（金）
総合診療（外科）	午前 火から木曜日
外科専門外来	午前 13日（金）（午前11時までの受付）
小児科	午前 月から金曜日 午後 火と木曜日（午後3時～午後4時の受付）
泌尿器科	午前 月から金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月から金曜日（初診は完全予約制） 午後 月、火、水曜日（完全予約制）
産婦人科	午前 10日（火）、16日（月）、17日（火）（午前11時までの受付） 午後 9日（月）、16日（月）
耳鼻咽喉科	午前 3日（火）、4日（水）、11日（水）、12日（木）、17日（火）、18日（水）、25日（水）、26日（木）（午前11時までの受付） 午後 11日（水）、25日（水）
眼科	午前 12日（木）、16日（月）（予約以外の初診受付午前11時まで） 午後 4日（水）、18日（水）、25日（水） コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。 眼鏡の処方、は、午後の診療受付になります。
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。
事前に病院にご確認の上、受診してください。

※診療受付時間

午前…8時00分～11時30分（初診の方は、9時00分～）

午後…1時00分～2時30分

予約受付時間（定期患者のみ）午後1時00分～午後4時00分

富居先生から「肩について その2」

皆さんこんにちは。整形外科の富居です。

先月に引き続き、肩関節痛の原因となる疾患の中でも、頻度の多い腱板断裂と新しい人工肩関節置換術について説明します。

▼図2 MRI画像



腱板断裂はレントゲン撮影では写りませんが、MRI（図2）を使うと患部がはっきりと確認できるので、**確定診断にMRIは欠かせません。**

保存療法は、五十肩の治療法と同様に鎮痛薬や肩関節への注射、運動療法を行います。

症状が軽い患者様の場合、一時的に痛みがとれてその後の生活に大きな不自由がなければ、そのまま様子を見ることができます。ただ、保存療法では断裂した腱板が修復されません。断裂した腱は徐々に退縮し、断裂が大きくなるといわれています。断裂が大きくなると上腕骨頭が上方化し、関節軟骨も損傷されるいわゆる変形性肩関節症となってしまう場合もあります。

手術療法は、断裂した腱板をつなぎ合わせる手術治療（腱板修復術）があり、当院では「関節鏡下手術」による腱板修復術を行っています。創が小さく術後の回復も早いなどメリットが多く、高齢者でも負担が少ない手術方法です。

断裂が大きく、関節軟骨にも損傷をきたしている患者様の場合は、人工関節をお勧めする場合があります。

次月号へつづく

★★★ 看護職員等募集のお知らせ ★★★

各種手当・有給休暇・院内保育所もあります。

勤務時間（例：1日4時間で週3日など）も相談可能です。

正職員：看護師、パート職員：看護師、准看護師および看護助手

／ お気軽にご連絡ください♪ ／

問い合わせ先 総看護師長 若林

～相続債務の調べ方～

以前の法テラス江差通信で相続放棄について取り上げた際、相続放棄のメリットの1つとして被相続人の負債から解放されることを挙げました。今回は、被相続人の債務をどのように調べるのかということについて、取り上げたいと思います。

被相続人の債務を調べるにあたっては、まず郵便物や遺品の確認をすることになると思われます。その際、消費貸借契約書や督促状など借金に関する書類がないかをよく確認した方が良いでしょう。

もし書類などが見つからないとしても、被相続人の預金通帳の出金履歴を確認して、借金の返済に関する記載がないかを確認することで借金の存在に気付くことができると思います。

定期的に特定の会社や人物への出金がある場合、被相続人の借金の返済に関する記載の可能性があります。

以上の調査をしてもまったくわからない、あるいは不安が残る場合は、個人信用情報機関で被相続人の信用情報の開示を受ける方法があります。貸金業者などは通常、個人信用情報機関に加盟しており、貸付けの際は、そのことを登録することになります。

録することになります。ですので、個人信用情報の開示を受ければ、被相続人の債務を把握することができます。

個人信用情報機関としましては、株式会社日本信用情報機構（略称JICC）、株式会社シー・アイ・シー（略称CIC）、一般社団法人全国銀行協会（略称全銀協）がよく利用されます。それぞれ主たる加盟企業に違いがあるため、債務を網羅的に把握するには3社すべてに開示の申し込みをすることが良いと思われます。信用情報開示は、インターネットで行うこともできますので、必要に応じて利用してみてください。

なお、信用情報の開示で被相続人の債務を網羅的に把握できますが、すべての債務を把握できるわけではないことに注意が必要です。

相続放棄には期間の制約もありますので、債務調査も早めの対応を行った方が良いでしょう。

相談のご予約は
0501338315563
までお願いします。
（法テラス江差
弁護士 樋口 直久）



法テラス

●お問い合わせ
TEL 050-3383-5563
法テラス江差法律事務所
(第172号)

上ノ国町
地域活動支援センター
新規利用者募集中！

個別相談・見学・体験も受付中！お気軽にお問い合わせください。
問い合わせ先 たまみずき北海道 ☎0139-56-1203